



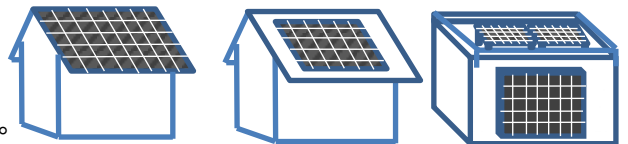
太陽光発電設備の設置にあたり、 景観法の届出が必要になります。

平成28年4月1日から、草津市で下記の規模に該当する太陽光発電設備（集熱利用のものを含む。以下同じ。）を新たに設置する場合に、景観計画による重点地区内で建築物に設置するものまたは地上に設置するものについて、その設置規模に応じて景観法に基づく届出が必要となります。

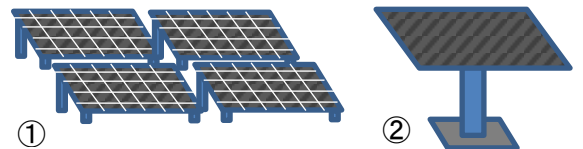
市内で新たに太陽光発電設備の設置を計画するにあたっては、別途記載の景観形成基準に基づき、当該設備が周辺の景観と調和するよう、景観への配慮をしてください。

1 設置方法による分類

建築物…既存の建築物に屋根材または外壁材として、建築物と一体で設置するもの。
または建築物の付帯設備として別途設置するもの。



工作物…① 地上に直接設置するもので平面に並べるもの。
② 地上に直接設置するもので支柱上につけるもの。



2 届出対象行為の分類と対象規模

対象ゾーン	景観形成重点地区			景観形成重点地区以外の区域 (まちなかゾーン・住宅地ゾーン・丘陵部ゾーン・田園ゾーン)
	琵琶湖岸 景観形成 重点地区	伝統的沿道 景観重点 地区	東海道草津宿 本陣通り景観 形成重点地区	
建築物 (一体型)	建築物の屋根材または外壁材として一体で設置するもので、モジュール面積の合計が 10㎡ を超える行為			届け出不要 (ただし、従来の届出基準に該当する建築物の改築・増築・外観の変更にあたる場合は届出が必要。)
建築物の付帯 設備(別途設置)	建築物に別途設置するもので、モジュール面積の合計が 10㎡ を超える行為			
工作物① 工作物② (地上設置)	地上に設置された太陽光発電設備で、地上からパネルの上端までの高さが 5m を超える行為またはモジュール面積の合計が 100㎡ を超える行為			地上に設置された太陽光発電設備で、地上からパネルの上端までの高さが 1.3m以上(田園ゾーンは1.0m以上) の行為またはモジュール面積の合計が 1,000㎡ を超える行為

※ モジュール面積…太陽光パネルの面積

※ 景観形成重点地区の位置については、本パンフ4ページ目の位置図をご覧ください。

問合せ先：草津市都市計画部都市計画課 景観係

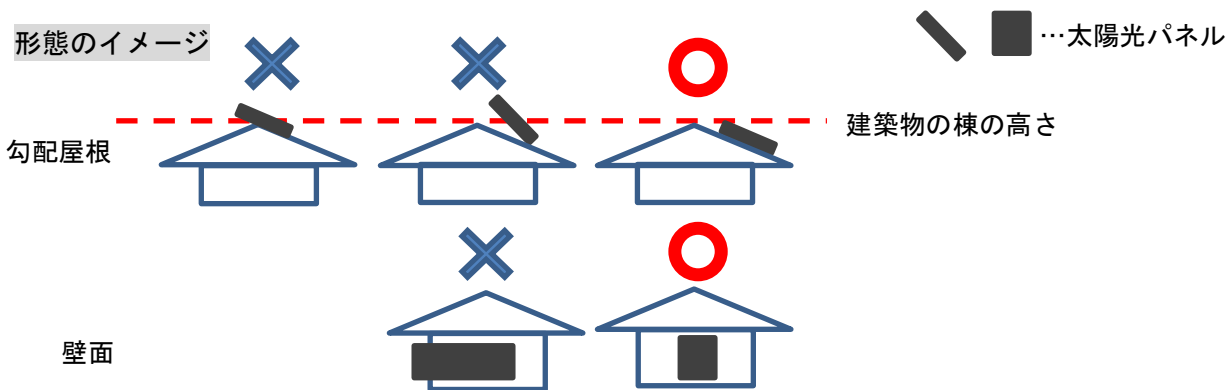
TEL：077-561-6507 FAX：077-561-2486 E-mail：tokei@city.kusatsu.lg.jp

3 景観形成基準

【建築物、建築物の付帯設備（建築物に設置）】（景観形成重点地区のみ）

<p>意匠等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 ・太陽光発電設備を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。 ・東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区においては、太陽光発電設備を設置する場合には、市道宮町沢川線のうち、県道山田草津線との交差点から市道草津2号線との交差点までの区間から見えない位置に設置すること。
<p>形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 ・太陽光発電設備を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにすること。

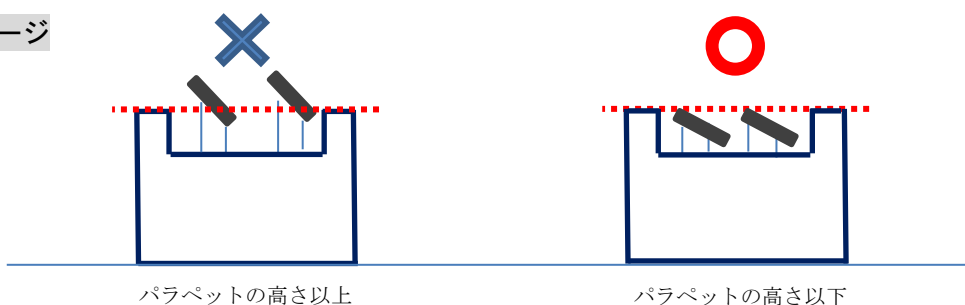
形態のイメージ



形態

- ・太陽光発電設備を陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。

形態のイメージ



色彩

- ・太陽光発電設備のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。（パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない。）
- ・太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩とすること。
- ・太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。

【工作物①②（地上設置）】

- ・ 平面型の太陽光発電設備を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じること。
- ・ 太陽光発電設備のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない。)
- ・ 太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
- ・ 平面型の太陽光発電設備の最上部は、目隠し措置の高さより低くすること。
- ・ 平面型の太陽光発電設備の景観形成基準については、上記の基準のほか、景観計画に定める「**汚水または排水を処理する施設**」の景観形成基準に準じること。
- ・ 支柱型の太陽光発電設備の景観形成基準については、上記の色彩の基準のほか、景観計画に定める「**煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽**」の景観形成基準に準じること。

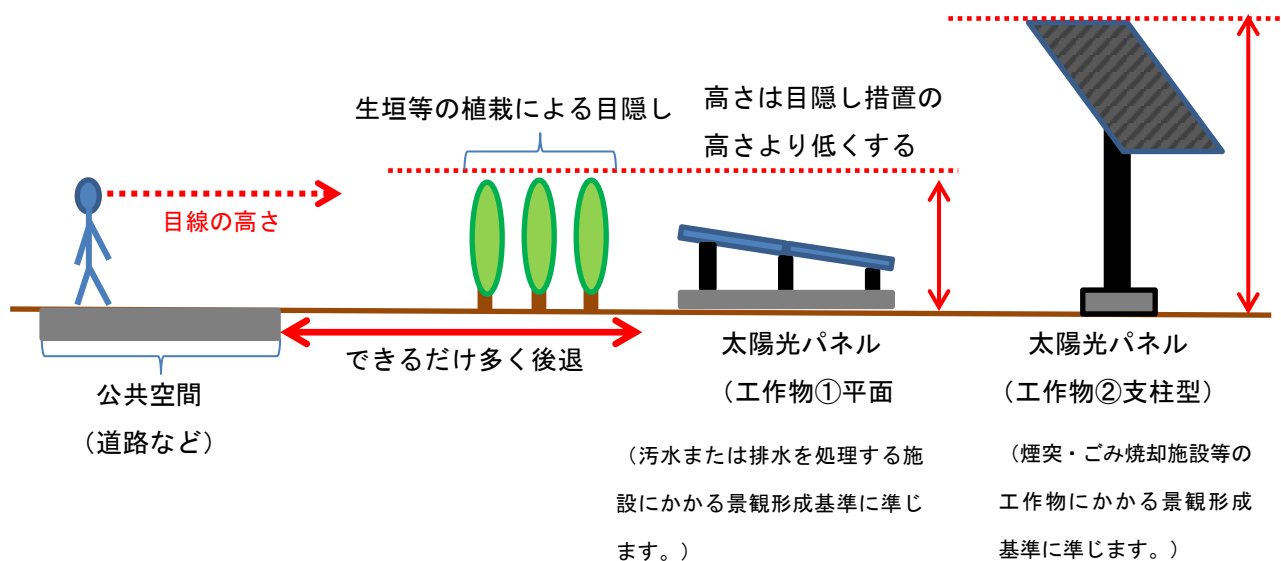
※ 草津市の景観計画に定める「汚水または排水を処理する施設」や、「煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽」などの、各工作物の景観形成基準の詳細については、市ホームページの「草津市景観形成ガイドライン」ページに掲載の、(10) から (11) までの各地域における工作物の基準をご覧ください。

位置・規模のイメージ

琵琶湖岸景観形成重点地区および田園ゾーンのみ

高さ制限あり。それぞれ原則13m以下とする。

(煙突またはごみ焼却施設その他の工作物の基準に準じます。)



景観計画に定める景観形成重点地区について

各区域の詳細地図については、市のホームページ内の、「景観計画ゾーニング図」ページに掲載されている地図または、都市計画課景観係窓口でご確認ください。

琵琶湖岸景観形成重点地区：

主に琵琶湖岸の沿線地域。

伝統的沿道景観重点地区：

主要地方道大津能登川長浜線沿いの、栗東市との行政界から国道1号線までの沿道地域。

東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区：

市道宮町渋川線のうち、県道山田草津線との交差点から市道草津2号線との交差点までの区間で、道路中心線から15mの範囲

